

事務連絡

平成28年1月7日

各地方整備局下水道担当課長 殿
北海道開発局下水道担当課長 殿
沖縄総合事務局下水道担当課長 殿
各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課 企画専門官

PFI等を活用する下水道事業における一括設計審査（全体設計）の
運用について

近年、下水道事業を取り巻く環境は大きく変化しており、厳しい財政状況や執行体制の脆弱化が進む中にありつつも、下水道の機能・サービスを持続的に提供していくため、PFI（公共施設等運営事業を含む。）、DBO（設計・施工・運営の一括発注）、DB（設計・施工の一括発注）、維持管理・施工の一括発注（以下これらを「PFI等」という。）の導入等により、公的負担の軽減を図りつつ、効率的な事業の推進を図る必要があります。

政府としても、民間投資を喚起しつつ、コスト抑制を図る観点から、多様なPPP/PFI手法の積極的導入を進めることとしています。

現在、下水道事業における一括設計審査（全体設計）については、「社会資本整備総合交付金交付申請等要領（平成23年3月11日国官会第2379号）」（以下「要領」という。）、「水管理・国土保全局所管国庫補助事業に係る補助金等交付申請について（災害復旧事業に係るものを除く。）（平成24年3月15日国水総第481号）」（以下「通知」という。）に基づき、一括設計審査（全体設計）の対象事業は、主に施行上設計を分割することが困難なものに限定して運用されているところです。

PFI等を活用する下水道事業は、一般的に複数年度にわたる契約を締結し実施することを踏まえ、一括設計審査（全体設計）の運用について下記のとおり取り扱うこととしますので、適切な事業執行方をお願いします。

都道府県におかれましては、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、この旨周知方よろしくをお願いします。

記

1. PFI 等を活用する下水道事業における一括設計審査（全体設計）の運用

PFI 等を活用する下水道事業については、民間の創意工夫を生かし、コストの削減を図るものであるため、「要領第 2 章第 7 一括設計審査（全体設計）」、「通知Ⅱ 補助金等の交付申請 7 全体設計の事前承認について」の規定に該当し、一括設計審査（全体設計）を受けることができる。

一括設計審査（全体設計）においては、PFI 等を活用することによる国費負担分の削減効果があること及び後年度の施行額が一定水準以下に抑制されていることを確認する。

なお、一括設計審査（全体設計）を受けることができる事業は、従来どおり、交付金事業については下水道法の事業計画及び社会資本総合整備計画に基づくもの、補助金事業については下水道法の事業計画及び補助事業に係る計画に基づくものに限る。

2. 適用時期

平成 28 年度予算により実施する事業から適用